

第 25 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 7 年 7 月 25 日（金） 8 時 55 分～ 9 時 32 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（10 名出席）

②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢檜 学 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢 ⑨尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎

出席農地利用最適化推進委員（6 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○石原 岩雄 ○尾上 進
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

①久保 秀幸 ⑫田嶋 輝男 ○白肌 正

5 議事日程

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 29 号 非農地判断について
議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	山元 正彦
	中間管理機構事業推進員	梶尾 末義

議長 （石原 勇一郎）

本日、田嶋会長が不在のため、阿久根市農業委員会規則第3条の規定により、会長が欠けるとき又は事故あるときは、会長代理がその職務を代理することになっておりますので、私が議長を務めます。

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第25回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （石原 勇一郎）

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、8番 馬見新貢 委員、9番 尻無濱 俊幸 委員を指名いたします。

議長 （石原 勇一郎）

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石原 勇一郎）

異議なしと認めます。

よって、第25回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 （石原 勇一郎）

日程第3、諸報告であります。7月9日にABCパレスにおいて開催されました令和7年度出水地区青年農業者会議、並びに令和7年度新規就農者励ましの会に田嶋会長が出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 （石原 勇一郎）

日程第4、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第 27 号について御説明いたします。

議案書は 2 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 2 件です。

整理番号 1 については、議事参与案件でありますので、後ほど説明します。

それでは、整理番号 2 について説明します。

地図につきましては、別添資料 2 ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑で、面積は 1,001 m²です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、譲渡人から農地を拡張するため購入するものです。

取得後は、露地野菜を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は売買による所有権移転です。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 (石原 勇一郎)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

6 番 牛堀 佐喜子 委員

委員 (牛堀 佐喜子)

議案第 27 号に係る調査は、7 月 10 日に、5 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 2 についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

つきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすものと考えます。

以上で報告を終わります。

議長 (石原 勇一郎)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石原 勇一郎)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（石原　勇一郎）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議事参与分を審議いたしますので、「〇〇　〇〇」委員は退席を願います。

議長　（石原　勇一郎）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局　（岩崎　展幸）

それでは、整理番号１について説明します。

地図につきましては、別添資料１ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の 1,919 ㎡の畑と脇本〇〇番の 2,460 ㎡の畑で、合計面積は 4,379 ㎡になります。

譲受人は「〇〇　〇〇」さん、譲渡人は「〇〇　〇〇」さんです。

申請の理由は、譲受人が譲渡人から農地を受贈するものです。

取得後は、甘藷を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は贈与による所有権移転です。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長　（石原　勇一郎）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

６番　牛堀　佐喜子　委員

委員　（牛堀　佐喜子）

議案第 27 号に係る調査は、7 月 10 日に、5 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号１についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

つきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすものと考えます。

以上で報告を終わります。

議長　（石原　勇一郎）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（石原　勇一郎）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（石原　勇一郎）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

「〇〇　〇〇」委員の着席を認めます。

議長　（石原　勇一郎）

日程第 5、議案第 28 号　農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（岩崎　展幸）

議案第 28 号について説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 4 件です。

それでは、整理番号 1 の案件から御説明いたします。

議案書は 4 ページ、地図は別添資料の 3 ページから 4 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から北東〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市赤瀬川に居住されている「〇〇　〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は整地され、住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号 2 の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の 5 ページから 6 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする贈与による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住宅専用地域になります。

譲受人は、本市塩鶴町に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を譲り受け、一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の7ページから8ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種低層住居専用地域になります。

譲受人は、本市栄町に居住されている「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号4の案件を御説明いたします。

議案書は5ページ、地図は別添資料の9ページから10ページを御覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種住居地域になります。

申請譲受人は、「〇〇市」です。

譲受人は、風テラスの近隣に新しい図書館の新設されることにより、不足する駐車場を整備するため本件を申請されました。

申請地は整地され、駐車場が整備されます。

申請地の雨水については、側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (石原 勇一郎)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

5 番 白濱 和利 委員

委員 (白濱 和利)

議案第 28 号に係る調査結果について報告します。

調査は、7 月 10 日に、6 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。

申請地は、東側及び北側、西側は宅地、南側は畑に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、ブロック壁で擁壁を設けて土砂や雨水が隣接地に流出しないようにするなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないものと思われま

す。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 2 の案件について報告します。

申請地は、東側及び南側は畑、北側は雑種地、西側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、緩衝地やブロック壁で擁壁を設けて土砂や雨水が隣接地に流出しないようにするなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないものと思われま

す。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 3 の案件について報告します。

申請地は、東側及び南側は宅地、北側は道路、西側は畑に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、ブロック壁で擁壁を設けて土砂や雨水が隣接地に流出しないようにするなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないものと思われま

す。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 4 の案件について報告します。

申請地は、東側及び北側、南側は宅地、西側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、アスファルト等で整地し、土砂や雨水が隣接地に流出しないようにするなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないものと思われま

す。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 (石原 勇一郎)
調査委員の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石原 勇一郎)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。
調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石原 勇一郎)
異議なしと認めます。
よって、議案第 28 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石原 勇一郎)
日程第 6、議案第 29 号 非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)
議案第 29 号 非農地判断について御説明します。
議案書は 7 ページから 10 ページになります。
それでは、今月の非農地証明願から御説明いたします。
議案書は 8 ページになります。
申請件数は 3 件であり、内訳は、田 1 筆の 19 m²、畑 9 筆の 5,587 m²で、合計 10 筆の 5,606 m²です。
確認については、7 月 3 日にそれぞれの担当区の推進委員と事務局で行いました。
現場については、雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、また、転用地になっている所も、転用後 20 年以上経過しており、非農地となっている事を確認しました。
続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。
議案書は 9 ページから 10 ページになります。
今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内農地が、田 6 筆の 2,114.4 m²、畑 4 筆の 4,453 m²、農用地区域外農地が、田 12 筆の 6,467 m²、畑 31 筆の 19,257 m²で合計 53 筆の 32,291.4 m²です。
確認につきましては、7 月の 6 日、10 日、11 日に、農業委員 2 名と推進委員 1 名

と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 （石原 勇一郎）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （石原 勇一郎）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石原 勇一郎）

異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 （石原 勇一郎）

日程第 7、議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」推進委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （山元 正彦）

それでは、議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、利用権の設定 92 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

議案書の 12 ページをお開きください。

利用権の設定について御説明いたします。

今回は、令和 7 年 10 月 1 日貸付開始分の申請であります。

まず、利用権の設定に関する総括表になります。

今回の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地 92 筆、面積 83,205 m²の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5 年間で 28 筆の 28,718 m²、6 年間で 43 筆の 41,349 m²、10 年間で 21 筆の 13,138 m²となっております。

また、地目別では、田が 76 筆の 70,606 m²、畑が 16 筆の 12,599 m²となっております。

次に、13 ページから内訳を記載しておりますので、それぞれ説明させていただきます。

資料の左端に記載している利用権の設定等を受ける耕作者は、28 人であります。

1 番から 10 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 5 人の田 10 筆です。

このうち、4 筆 1 人が 10 年間の使用貸借権設定、2 筆 1 人が年間 4,000 円から 8,000 円、4 筆 3 人が年間で粃 35 kg から 70 kg の物納による賃借権設定で期間はいずれも 6 年間です。

次に、11 番から 13 番は、借人、貸人ともに「〇〇 〇〇」さんで田 3 筆を 10 年間の使用貸借権設定です。

次に、14 番から 20 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 3 人の田 7 筆です。

このうち、4 筆 1 人が 10 年間の使用貸借権設定、3 筆 3 人が年間で粃 35 kg の物納で 6 年間の賃借権設定です。

次に、21 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんで田 1 筆を年間 6,000 円で 10 年間の賃借権設定です。

議案書は 14 ページになります。

次に、22 番から 24 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 2 人の田 3 筆です。

このうち、2 筆 2 人が年間 10 a 当たり 8,000 円から 9,000 円の賃借権設定、1 筆 1 人が使用貸借権設定で期間はいずれも 5 年間です。

次に、25 番から 27 番の借人は「合同会社 〇〇〇」、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 1 人の田 2 筆、畑 1 筆を年間 10 a 当たり 5,000 円で 5 年間から 10 年間の賃借権設定です。

次に、28 番から 30 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの畑 3 筆を年間 10 a 当たり 2,460 円から 2,461 円で 5 年間の賃借権設定です。

次に、31 番から 33 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 1 人の畑 3 筆を年間 10 a 当たり 5,000 円で 5 年間の賃借権設定です。

次に、34 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 1 筆を 10 年間の使用貸借権設定です。

次に、35 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 1 筆を年間で粃 70 kg の物納で 5 年間の賃借権設定です。

36 番は議事参与案件となりますので、後程説明させていただきます。

次に、37 番は、借人、貸人ともに「〇〇 〇〇」さんの田 1 筆を 10 年間の使用貸借権設定です。

次に、38 番から 39 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんの田 2 筆を 5 年間の使用貸借権設定です。

議案書は 15 ページになります。

次に、40 番から 45 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 2 人の田 6 筆です。

このうち、4 筆 1 人が使用貸借権設定、2 筆 2 人が年間で粃 210 kg の物納による貸借権設定で期間はいずれも 6 年間です。

次に、46 番から 47 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんの田 2 筆を年間で粃 35 kg の物納で 6 年間の貸借権設定です。

次に、48 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 1 筆を年間 30,000 円で 6 年間の貸借権設定です。

次に、49 番から 53 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 2 人の田 5 筆です。

このうち、3 筆 2 人が年間で粃 35 kg から 70 kg の物納で 6 年間の貸借権設定、2 筆 1 人が 10 年間の使用貸借権設定です。

次に、54 番から 55 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんの田 2 筆を年間で粃 22 kg から 24.5 kg の物納で 5 年間の貸借権設定です。

次に、56 番から 58 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 2 人の田 3 筆です。

このうち、2 筆 2 人が年間で 10 a 当たり 5,000 円の貸借権設定、1 筆 1 人が使用貸借権設定で期間はいずれも 5 年間です。

次に、59 番から 60 番の借人は「〇〇〇 株式会社」、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 2 筆を年間で粃 105 kg の物納で 5 年間の貸借権設定です。

議案書は 16 ページになります。

次に、61 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの畑 1 筆を 10 年間の使用貸借権設定です。

次に、62 番から 63 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 2 筆を 5 年間の使用貸借権設定です。

次に、64 番から 68 番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの田 5 筆を年間で粃 105 kg の物納で 6 年間の貸借権設定です。

次に、69 番から 83 番の借人は「農事組合法人 〇〇〇」、貸人は「〇〇 〇〇」さん外 11 人の田 15 筆です。

このうち、12 筆 9 人が年間 10 a 当たり 8,787 円から 11,414 円、2 筆 2 人が年間で玄米 30 kg 及び粃 105 kg の物納による 5 年間から 6 年間の貸借権設定、1 筆 1 人が 5 年間の使用貸借権設定です。

議案書は 17 ページになります。

次に、84 番から 85 番の借人は「合同会社 〇〇〇」、貸人は「〇〇 〇〇」さん

の田2筆を年間10a当たり6,000円で5年間の賃借権設定です。

次に、86番から87番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの畑2筆を年間10a当たり5,000円で6年間の賃借権設定です。

次に、88番から91番の借人は「〇〇〇 株式会社」、貸人は「〇〇 〇〇」さんの畑4筆を年間20,000円で10年間の賃借権設定です。

次に、92番の借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの畑1筆を年間10a当たり5,000円で5年間の賃借権設定です。

以上、利用権設定のうち、議事参与案件1件を除く91件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (石原 勇一郎)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (〇〇 〇〇)

74番の借人「農事組合法人 〇〇〇」と貸人「〇〇 〇〇」さんの利用権設定については、今回、契約に至らなかったもので削除をお願いします。

事務局 (山元 正彦)

すみませんでした。

74番の借人「農事組合法人 〇〇〇」と貸人「〇〇 〇〇」さんの利用権設定については、削除をお願いします。

議長 (石原 勇一郎)

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石原 勇一郎)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石原 勇一郎)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

次に、議事参与分を審議いたしますので、「〇〇 〇〇」推進委員は退席を願います。

議長 （石原 勇一郎）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 （山元 正彦）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

議案書は、14 ページ、36 番になります。

借人は「〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんの畑 1 筆を 5 年間の使用貸借権設定です。

以上、議事参与に係る利用権設定 1 件について、御審議のほどよろしく願います。

議長 （石原 勇一郎）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （石原 勇一郎）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石原 勇一郎）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」推進委員の着席を認めます。

議長 （石原 勇一郎）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 （石原 勇一郎）

それでは、以上をもちまして、第 25 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 32 分

議事録署名日 令和 7 年 7 月 25 日

農 業 委 員 会 会 長 代 理 -----石 原-----勇一郎-----

議 事 録 署 名 人 -----馬見新-----貢-----

議 事 録 署 名 人 -----尻無濱-----俊 幸-----

書 記 -----下 脇-----一 博-----